令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	トルにつき一年	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一一を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具			Aに〇・〇一四を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一六を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一九を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設			Aに〇・〇二三を乗じて得た額

令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	トルにつき一年	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一一を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具			Aに〇・〇一四を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一六を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一九を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設			Aに〇・〇二三を乗じて得た額